

今定例会で可決された議案

議員など提出

◆条例の制定

○茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例

◆条例の一部改正

○茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

知事提出

◆平成三十年度当初予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十三件)

○企業会計予算(六件)

◆平成二十九年度補正予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十二件)

○企業会計予算(六件)

◆条例の制定

○茨城県国民健康保険条例

○茨城県国民健康保険財政安定化基金条例

ほか五件

◆条例の一部改正

○茨城県職員定数条例の一部を改正する条例

○茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

○茨城県特別会計条例の一部を改正する条例

○茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○医療法に基づき病院及び療養病棟を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○介護保険法に基づき指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

○茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

○茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

○茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例

ほか十件

◆人事

○教育委員会教育長の任命について

◆その他

○包括外部監査契約の締結について

○県が行う建設事業等に対する市町の負担額について

○権利の放棄について

ほか十三件

◆報告

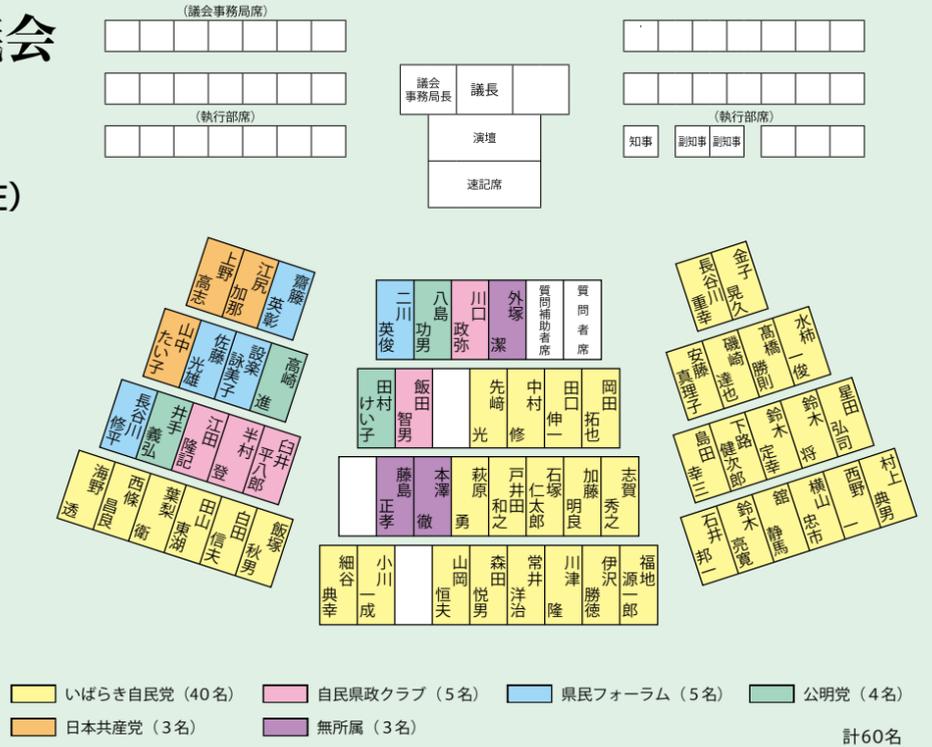
○地方自治法第七十九条第一項の規定に基づく専決処分について

◆報告

ほか十三件

茨城県議会 議席表

(平成30年 2月27日現在)



県議会議長 菊池敏行氏逝去



菊池敏行(きくち としゆき)氏は、去る二月二十六日に逝去されました。七十一歳。

菊池氏は、平成十年の県議会議員選挙(日立市選挙区)で当選、以来五期、県議会議長の職にありました。

その間、土木、農林水産、議会運営、情報、予算特別委員会委員長、副議長などを歴任されるとともに二度にわたり県監査委員を務められ、平成二十九年十二月には議長に就任されました。ご冥福をお祈りいたします。

議員提案により「茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例」を制定しました

本県の議員提案による政策条例は、今回で十四件目となります。県議会では今後とも、議会の政策立案機能を強化してまいります。

背景

近年、イノシシなど一部の野生鳥獣による農林水産物への被害が発生し、農林水産業者に打撃を与えています。また、県民の身体に対する危害や財産への被害も発生し、県民の生活を脅かす事態となっています。

目的

イノシシなど野生鳥獣による被害の防止対策に関し、県の責務および県民などの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の健全な発展および県民の安全・安心な生活の確保に資することを目的としています。

主要内容

野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策を策定し、実施すること、市町村が実施する施策への必要な支援を行うこととしています。

〈市町村の役割〉

地域の実情に応じて、野生鳥獣による被害の防止対策に関する施策を実施するよう努めることとしています。

〈県民の役割〉

野生鳥獣の特性に関する理解を深め、県や市町村が実施する施策に協力するよう努めることとしています。

〈関係団体の役割〉

人材の育成、情報の発信その他の野生鳥獣による被害の防止対策に資する取り組みを行うほか、県や市町村が実施する施策に協力するよう努めることとしています。

〈県の実施する施策〉

人の身体に対する危害、財産への被害の防止に資する知識などの普及啓発や調査研究の推進、野生鳥獣の捕獲をする者の確保、捕獲した野生鳥獣の有効活用の促進など、野生鳥獣による被害の防止を推進するために必要な施策を実施することとしています。

〈関係者との連携〉

県、市町村、関係団体などの関係者との連携および協力の確保を図り、また、地域住民の理解と協力を得るよう努めることとしています。

施行

この条例は、平成三十年三月二十八日から施行されました。



提案説明を行う森田悦男議員